

V アンケート調査結果から見えてきたこと

「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下、条例）は、2年以上にわたる子ども・おとなの話合いを経て、2000年（平成12年）12月に川崎市議会で全会一致で可決、2001年（平成13年）4月1日に施行されてから丸10年が経過した。条例に基づき設置された川崎市子どもの権利委員会も4期を迎え、今期の子どもの権利委員会では、「条例の広報・啓発」をテーマに、条例がどの程度川崎市に根付き、条例に規定された子どもの権利が川崎市の子どもたちにどれほど保障されているかについて、「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施した。ここでは、第一に「条例の広報・啓発」の面から、第二に「子どもの生活実態」の面から、これまで委員会が行ってきた同調査を踏まえて、調査結果から見えてくる特徴をまとめる。

1 条例の広報・啓発

(1) 条例の認知度

今回の調査では、条例の認知度を尋ねる選択肢として従来の「知っている」「知らない」に加えて「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を加えた。これにより、認知状況の程度をより詳細に把握することができた。

子どもの場合、小・中・高校生別に見ると、小学生世代の「知っている」という回答は中・高校生世代より高く、中学生、高校生となるにしたがって「知っている」割合は減少し、そのかわりに「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が増加するが、「知らない」は減少する。以上から、子どもの条例認知の度合いは、年代があがるにしたがって低くなるものの、全体として「知らない」割合は減り、「知っている」「聞いたことはある」割合は増加する傾向があることがわかった（図4）。

おとなの場合は、子どもの有無によって明らかな違いがあり、子どもの年齢が18歳未満か否かにかかわらず、子どもがいるおとなより子どもがいないおとなの方が「知らない」割合が圧倒的に高かった（図8）。

職員の場合は、学校関係者・施設関係者ともに、勤続年数が長いほど「知っている」割合が高い傾向にあった（図11）。

(2) 条例に依拠した川崎市のしくみの認知度

条例に依拠した川崎市のしくみとして、①かわさき子どもの権利の日、②川崎市子ども会議、③川崎市人権オンブズパーソン、④川崎市子どもの権利委員会、⑤子どもの権利に関する行動計画、以上5つについて認知度を尋ねたが、「1つも知らない」という回答が、残念ながら子ども・おとなともに高く（図13、14）、毎回の調査結果（2003年、2005年、2008年、今回）で徐々に増加していた（図18、21）。5つの中で比較的知られているしくみは、「川崎市子ども会議」と「川崎市人権オンブズパーソン」であった。

「川崎市子ども会議」について子どもの年代別に見ると、小学生の約半数が「川崎市子ども会議」を知っている。ただし中学生、高校生になるにしたがって「知っている」割合は減少した。逆に「川崎市人権オンブズパーソン」は、中学生、高校生になるにしたがって知っている割合は増加した（図16）。この2つのしくみの認知度は、前回（2008年）調査の結果から幾分持ち直している。具体的には「川崎市子ども会議」の認知度は、調査開始年（2003年）の水準にほぼ持ち直し、「川崎市人権オンブズパーソン」は調査開始年から調査を重ねるごとに増加している（図18）。

おとなについては、前述の（1）で見られた特徴と同じように、子どもがいないおとなは子どもがいるおとなより認知度が低く、「1つもしらない」割合は子どもがいるおとなより約15ポイント高かった（図20）。おとな全体で認知度が高かったのは、子どもと同様「川崎市子ども会議」と「川崎市人権オンブズパーソン」で（図14）、「川崎市オンブズパーソン」の認知度は子どもの有無によって大差はなかったが、「川崎市子ども会議」については、18歳未満の子どもがいるおとなの認知度が、おとな全体の数値より約10ポイント高かった（図20）。

職員は、子どもやおとなの認知度に比べて全体的にそれぞれのしくみの認知度が高い。なかでも「川崎市子ども会議」と「川崎市人権オンブズパーソン」は、子ども・おとな同様によく知られていたが（図15）、学校関係者に比べて施設関係者の「川崎市人権オンブズパーソン」の認知度が13ポイント高いのが特徴的であった（図22）。職員の経年変化を見ると、「川崎市子ども会議」は前回調査まで毎回認知度が低下していたところが今回調査で前々回調査（2005年）の水準に持ち直し、「川崎市人権オンブズパーソン」は調査開始年から調査を重ねるごとに増加するなど、やはり子ども・おとなと同様の特徴が見られた。

（3）条例の認知方法

子どもは年代にかかわらず、圧倒的に学校を介して知る割合が高く、学校の先生の話や学校で配布されたパンフレットによって条例を知る（図25）。なお、先生の話のなかでは「子どもの権利について」のほか、「いじめについて」「差別について」「困ったときや苦しいときに相談する場所について」の話が子どもの印象によく残っていることがわかった（図28）。

おとなの場合、18歳未満の子どもがいるおとなは、学校で配布されたパンフレットによって知る割合が最も高く、子どもが18歳以上、あるいは子どもがいないおとなは、新聞やテレビなどによって知る（図26）。

職員は、学校関係者・施設関係者ともに、職場での話や、パンフレットによって知る割合が高かった。施設関係者の場合は、職場以外の講座や学習会、研修会で知る割合も少なくなかった（図27）。

（4）望ましい広報のあり方

子どもが考える、条例を知るための望ましい方法は、すべての世代で「授業」が最も高く、次に「ポスター・ちらし・パンフレット」「新聞やテレビによる宣伝」があがっ

たが、「ポスター・ちらし・パンフレット」については「条例の内容をマンガにしてみる」「小さな子も読みやすい本を作る」といった読みやすさを求める意見もあった（図31、P30表）。

おとなについては「ポスター・ちらし・パンフレット」「新聞やテレビによる宣伝」が多くあがり（図32）、職員については「授業」が最も高かった（図33）。

また「条例の広報・啓発」がテーマの今回調査では、「その他アイデア」として、自由記述欄を設けたところ、子どもの意見としては「子どもの権利の移動授業」（12歳、女）「ただの授業じゃつまらないのでクイズ形式に」（11歳、女）「ホームページに権利に関するゲームをつくる」（12歳、女）「子どもたちが劇などで発表会をする」（11歳、男）「条例の内容をマンガにしてみる」（13歳、女）「権利ダンスをつくる」（15歳、女）「携帯サイトをつくる」（17歳、男）「入試問題にする」（17歳、女）、おとなの意見としては「母親学級や乳児健診で話をする」（40歳代、女）「インターネットを使わない人向けに町内の回覧板で定期的にパンフレットをまわす」（50歳代、女）「親たちの勉強会をする」（50歳代、男／70歳代、女）「子どもとその親がよく来る商業施設などで宣伝する」（30歳代、男）、職員の意見としては「いじめなどをテーマにしてキャンペーンをやる」（施設関係、女）「親に知ってもらうために、PTAの講座などを開催する」（施設関係、男）「町内会単位での学習会も必要。特に虐待についての認識を」（学校関係、女）「子ども参加型の条例に関するイベント」（学校関係、男）「子どもの権利の日を休日にしてイベントを企画し、子どもとおとながみんな楽しんで」（学校関係、女）、など多くのアイデアが寄せられた（P30、32、33表）。

例年同様、今回の調査においても、小・中・高校生別、おとなの子どもの有無別、職員の勤続年数別等の観点から、子ども・おとな・職員の実態を丁寧に分析した。条例の理念をさらに川崎市に浸透させるべく、より実態にあった具体的な「条例の広報・啓発」のあり方を提示していくために、このような調査結果をベースに、きめこまやかな検討をしていく必要がある。

2 川崎市の子どもの生活実態と意識（P34～）

今回調査では、条例に規定されている子どもの権利がどの程度川崎市の子どもの権利に保障されているのかを見るために、「相談・救済」「参加」「居場所」「自己評価・意識」の観点から子どもの実態・意識を分析した。以下、この柱にしたがって特徴をまとめる。

（1）相談・救済

<体罰・虐待・いじめ経験の有無>

今回調査では、条例に規定されている権利が子どもたちに実際に保障されているかどうかを検証するために、具体的に①おとなから叩かれたり殴られたりする経験、②心を傷つけられる言葉を言われる経験、③性的に嫌なことをされる経験の有無、④いじめの有無、をたずねた。

おとなから叩かれたり殴られたりする経験がある子どもは、小・中・高校生とも10%以上で、小学生のみでは15%以上あった(図35)。これは、子どもを叩いた経験があるおとな(「ある」「ときどきある」の総計)が男性で約10%、女性で約20%、職員でも学校関係で5%以上、施設関係で約1%あったという結果からもうかがえる実態である(図36、38)。

また、おとなから心を傷つけられる言葉を言われる経験がある子どもは小・中・高校生とも15%前後で、年代があがるにしたがって増加する傾向にあった(図40)。さらに、性的に嫌なことをされる経験がある子どもは、各年代ともに1%前後いること(図45)、いじめ経験は年代があがるにしたがって減少傾向にあるもの子ども全体の約10%が経験していることがわかった(図47、48)。

体罰や虐待の経験がある子どもが一定数おり、悩みを話せるおとなが一人もいない子どもが年代が高くなるにしたがって増加していくということ、また、「性的虐待」のような深刻な虐待があることは、非常に懸念されることである。

<相談相手の有無>

このような状況下で、子どもは困ったときの相談相手として「親」「友だち」を最も多くあげるが、小学生世代では80%を超える「親」という回答は、年代があがるにしたがって減少し、中学生世代で「友だち」という回答が「親」を上回り、高校生世代になると「親」が50%程度であるのに対して「友だち」が約70%にのぼるのが特徴的であった(図70)。

また、安心して悩みを話せるおとなが一人はいるという子どもは、小学生世代では90%を超えるものの、中学生世代で80%程度になり、高校生世代では約75%になった。逆に、悩みを話せるおとなが一人もいないという回答は、小学生世代で約10%、中学生世代で約15%、高校生世代で20%以上と年代があがるにしたがって増加する傾向にあった(図54)。

さらに、前述のような子どもたちにとって、川崎市内にある相談機関・救済制度は、小学生世代で約60%、中学生世代で約70%、高校生世代で75%以上が「どこにも相談しない」という結果に見られるように、相談先としてほとんど選択されない実態が浮き彫りになった(図64)。

(2) 参加

学校における子ども参加については、小・中学生で90%前後、高校生で80%が、学校の行事や話し合いに参加している、あるいはときどき参加している。また、学校の行事を決めるとき、先生は子どもの意見を聞いていると思う割合は、小学生で約80%、中・高校生で70%前後であるが、聞いていない、あるいはあまり聞いていないと思う割合は、年代があがるにしたがって少し増加する(図76、78)。

地域における子ども参加については、小学生では30%以上が地域の行事や話し合いに参加することがあるが、中学生で約15%に半減し高校生では5%以下に減少する。また、地域の行事を決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いていると思う割合は、小

学生で約 70%であったが、中学生で約 50%、高校生で 40%と半数以下になる(図 8 0、8 2)。

家庭における子ども参加については、小学生で約 95%、中・高校生で 90%前後が、おとなは子どもの意見を聞いていると回答している(図 8 4)。

川崎市の学校では、80%から 90%の子どもが行事や話し合いに参加している、あるいはときどき参加している。また家庭においても、90%前後の子どもが、おとなから意見を聞かれている、あるいはときどき聞かれている。しかし地域においては、小学生で 30%以上の子どもが参加しているものの、中・高校生世代の子どもの参加する割合はその半分以下と低いことがわかった。

地域における子どもの参加が中・高校生で非常に低い実態については、それが何によるものなのか、さらに検討する必要がある。今回調査の中で、子どもが「疲れること、不安に思うこと」として、中・高校生になると、「受験・進路」「学校の勉強・宿題」「クラブ活動・部活動」を多くあがってくる実態が明らかになった(図 5 1)。このような結果も参考にしながら、中・高校生の地域活動への参加が低い原因が、参加の機会がそもそも保障されていないことによるのか、あるいは参加の意欲の有無によるもののかなど、さらなる検討が求められるところである。

(3) 居場所・話を聞いてくれる人

<居場所>

子どもが安心していられる居場所としては、「自分の部屋」や「家族と一緒に過ごす部屋」が多くあげられていたが、小学生に比べて、中・高校生世代の子どもは、「家族と一緒に過ごす部屋」より「自分の部屋」をあげる割合の方が多かった。また、「学校」をあげる子どもは小学生で約 40%、中・高校生で 35%前後であった(図 8 6)。

地域で遊んだりスポーツをしたり好きなことができる場所としては、小学生は 80%以上があると思っているが、中学生になると約 70%、高校生では約 60%と徐々に減少し、ないと思う割合が増加していた(図 9 0)。

<話を聞いてくれる人>

学校に自分の話を聞いてよくわかってくれる先生がいると思う子どもは、小学生で 80%以上いるが、中学生で約 75%、高校生で約 65%というように、年代があがるにしたがって割合は減少していた。また、学校には何でも話せる友だちがいると思う子どもは、小・中学生で 85%前後いるが、高校生では約 75%で、小・中学生に比べて高校生の回答は少し低かった(図 9 2、9 4)。

地域と一緒に遊んだり話したりする友達がいると思う子どもは、小学生では 80%を超えるが、中・高校生では 75%前後で、小学生に比べて少し低い(図 9 6)。

家で話を聞いてもらえると思う子どもは、小学生で 85%以上、中学生でも 80%以上あったが、高校生になると 70%以下になり、「ときどき聞いてもらえる」と思っている割合が 20%以上に増加する。すべての世代において「聞いてもらえる」「ときどき聞いてもらえる」という肯定的な回答をあわせると 90%以上になるが、高校生になると「聞

いてもらえる」程度に変化が見られることがわかった（図98）。

中・高校生は、小学生に比べると、地域で好きなことができる居場所が少ないこと、また学校・家庭・地域において自分の話を聞いてもらっていると思う割合が低いことについて、対策を検討する必要がある。

（4）自己評価・意識

＜自己に対する評価＞

子どもの自己に対する評価について、「自分が好きか」「自分は何をやってもだめだと思うか」「自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じるか」「自分は友達から大切にされていると感じるか」の以上4つの設問でたずねた。4つに共通してみられる特徴は、小学生に比べると、中・高校生の自己評価に対する否定的な回答が高いことであった。例えば、「自分が好きではない、あまり好きではない」という回答は小学生で約20%であるが、中学生であわせて30%以上、高校生では43.3%になり、「自分は何をやってもだめだと思う、だいたいそう思う」という回答は、小学生で約20%であるが、中・高校生で35%前後にのぼった。小学生の否定的回答の割合も気になるところであるが、それ以上に中・高校生の否定的回答の割合が高いのが懸念される（図102、104、106、108）。

＜子どもの権利のなかで最も大切だと思うもの＞

子ども全体で最も多かった回答は「安心して生きる権利」で、次いで「ありのままの自分である権利」であったが、年代別にみて特徴的だったのが、小学生に比べると、中・高校生が「ありのままの自分である権利」を選ぶ割合がほぼ半数と高かったことであった（図114、115）。

＜毎日が楽しいか＞

子ども全体では90%以上が肯定的な回答をしているが、年代別にみると、「楽しい」という回答は小学生で60%前後あるものの中学生になると半数を割り込み、高校生で40%前後と、「あまり楽しくない」「楽しくない」という回答が増加していた（図116、117）。

以上が、今期の「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」の結果から見られる観点別の特徴であるが、その他、全体として、小学生と中・高校生のギャップについても目を向けておく必要がある。たとえば、中・高校生世代になるにしたがって、自己に対する評価が落ち込み、毎日が楽しいと思う子どもは半数を割ってしまう。子どもとして年代をこえてその特徴を捉えるにとどまらず、それぞれの世代にあった効果的な対策を検討する必要性も見えてくる。とりわけ中・高校生世代に対する対策が必須であると思われる。子どもの権利条例の先進自治体として条例をいかし、子どもの安心でいきいきとした生活を保障するために、川崎市が本条例の下、推進してきた成果を踏まえるとともに、今回見えてきた特徴を参考によりきめこまかい施策をさらに推進する必要性を感じる。